

兵家連

(平成5年9月)

No. 14

発行

兵庫県精神障害者家族連合会

南野三郎

〒650 神戸市中央区橘通4丁目1-28
辻ビル2F

TEL・FAX 078-360-2618



不足する社会復帰施設

兵家連副会長 西浦三郎

昨年で「国連障害年の10年」が終り、今年から「アジア太平洋障害者の10年」が始まりました。

また、今年の6月には、精神障害者の人権尊重、適正医療、社会復帰対策の一層の促進を唱った「精神保健法見直し法案」が、さきの国会を通過し無事に法案の成立を見ることができました。

確かに、「国連障害年」のこの10年間に、精神障害者を取り巻く行政の対応にもかなりの進展がみられ、また、共同作業所の数も、全国で700か所に達するまで増加してきました。

しかしながら、精神障害者の福祉や社会復帰対策面では、まだまだ他の障害者対策に比べると格段に遅れているのが事実です。

ご承知の通り、厚生省の調査では、地域での受け皿さえあれば退院可能という入院患者の数が7万人と言われます。

一方、精神保健法にもとづき設置された社会復帰の施設の数と言えば、全国にある49か所の授産施設、46か所の援護寮、64か所の福祉ホームを合わせても、全部で159か所しかありません。

しかも、この施設を利用できる人の総数は、わずかに2,540人が限度ですから、施設の利用を必要とする退院可能な入院患者数7万人に対して、いかに不足しているかを物語っています。

また、最近の厚生省の調査では、精神障害者の自立を支援する社会復帰施設を全く設置していない自治体が、全国でまだ6県も残っていることも分かりました。

家族会も、精神障害者の社会復帰促進のため、作業所の他にも地域での施設や支援体制強化に努力すべき時期に来ていると思います。

兵家連総会を省みて

兵家連副会長 久保 すゑ子

去る6月6日神戸市生活学習センターに於いて兵家連結成24年目の総会を開催いたしました。来賓として兵庫県環境保健部・永井地域保健課長様を始め、本岡参議院、土肥衆議院、浜崎県議の先生方をお迎えして、それぞれの立場から挨拶というより、討論会のような熱の入った内容でした。

其の後4月に亡くなられた宇野良三氏のご遺族に対し、兵家連と、神家連から感謝状を贈呈し、又ご芳志を受けたのです。このような事をこんなに早く誰が予期したのでしょうか。あのご英姿にまみえることはもうありません。人の儂なさを今更の如く感じました。

其の後議事に入り法人化にむけての賛助会費等のお礼、又今年の全国大会に、兵家連としてバス一台を借上して名古屋に来年の兵庫県への案内を兼ねて、一挙乗りこもうと夢はばたいております。

そして、盛り多くさんの議事審議を終えて講演に入りました。

講師は神戸市総合児童センターの地域児童課主事の鈴木正二郎先生です。

先生は約40年の教育者としての豊富な実践の中から「だってお家が燃えるもの」-わたしの履歴書-と題して本を出版されております。その中から一つ一つを選んでお話をいたゞきました。

私はこの本の中で先生の在任中に養護学校の卒業式の答辞の中で「私たちは体は不自由です。体は不自由でも、心の不自由な人にはなりません。強く明るく……」

精神に障害のある人も、又体に障害のある人も同じように苦しみ、又ご家族もどんなに長い年月苦しまれたか、障害者がこの世から消えることはありませんが、障害者にもっと温かい心の政治改革をしていたゞきたいものです。

第26回全国精神障害者家族大会

と き 平成5年10月5日～6日

ところ 名古屋市国際会議場

(1日目) 公開座談会 13:30～15:30

-精神障害者施設の
現状と今後の展望-

(2日目) 分科会 10:00～12:00

①住居の問題 ②就労の問題
③社会参加への地域支援体制づくり

基礎講座

-日本における精神医療の流れ-

大会式典 13:00～14:00

記念講演 14:15～15:20

精神障害者の医療と社会復帰への見通し

兵家連では、大会参加者を借り上げバスで送迎いたします。

平成5年度全家連評議員会・全国都道府県連

代表者会議出席報告

兵家連副会長 山本 春義

平成5年5月26日～27日東京都内で標記の会議が開催され、兵家連から山本、西浦の両名が出席しました。以下会議の概要を報告します。

1. 評議員会 (5/26) 場所 東京ホテル浦島
平成4年度事業報告、決算報告のあと、出席評議員の中から全国地区別理事11名が選ばれ11名協議により理事長が決定、理事長権限で更に8名の理事が決定して計19名の理事が選出された。近畿から大阪府連寺本徳造氏、兵家連西浦三郎氏が選出されました。
2. 平成5年度重点施策は次の通りです。
 - (1) 7月1日を社会復帰対策要請全国統一行動実施日とし、全国一斉に県・市町及び議会に陳情活動を行う。
 - (2) 10月に愛知県で全国家族大会を開催する。
 - (3) 家族会活動家を集めて社会復帰事業促進研修会を全国3ヶ所で開く。
 - (4) 精神保健家族教室指導者養成事業を全国3ヶ所で実施する。大阪では、平成6年2月18日～20日の予定。参加者70名位を見

- 込む。
- (5) 全国精神保健セミナーハウスの建設。
本年度は用地の確保、土木事業の着工、資金調達計画の実施課程に入る。
 3. 全国都道府県連代表者会議 (5/27)
場所 参議院議員会館第一会議室
 - (1) 精神保健法等の一部を改正する法律案の要点説明 (厚生省広瀬精神保健課長)
改正点の重なるものは、(イ)精神障害者地域援助事業の規定が加わった(ロ)精神障害者社会復帰促進センターの指定 (全国で1ヶ所)(ハ)精神障害者の定義を病名と合わせた(ニ)保護義務者を保護者とした(ホ)仮入院期間を一週間に短縮した(ヘ)精神障害者の収容禁止規定を削除した(ト)大都市特例を設けた、等である。改正案説明終了後、会に出席されていた精社懇国会議員のそれぞれから、精神保健に関する取りくみについて挨拶と報告がありました。会議終了後衆参国会議員 (野党も含む) に対し、全家連が用意した陳情書により陳情訪問を行った。

但馬・丹波地区家族会指導者研修会

と き 平成5年9月11日 (土) 10:00～15:30
と ころ 豊岡福祉会館 3階
豊岡市城南町23-6

精神保健法改正案国会通過

兵家連理事 佐藤 勝美

精神保健法改正案が今国会を通過した情報
を入手したので紹介する。

定義は、精神分裂病、中毒性精神病、精神
薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者
とする。

現行「精神病患者（中毒性精神病を含む）精
神薄弱者及び精神病質者をいう」

精神障害者地域生活援助事業が追加（第十
条の二、三）都道府県、市町村、その他の者
は精神障害者地域生活援助事業を行うことが
できる。都道府県及び国は、事業に要する費
用の一部を補助することができる。

精神保健審議会にワーカー、社会復帰促進
事業に従事する者が参加。

保護義務者が保護者に名称変更。

保護者は、措置入院者の引き取りに関し、
管理者に相談し援助を求めることができる。
保健所長は、入院措置が解除された同居の保

護者に訪問指導等をしなければならない。

仮入院の期間の限度を1週間とする。（現
行3週間）

精神病院その他法定施設以外の場所への精
神障害者の収容を禁止する規定を削除する。
国は社会復帰促進センターを1個に限り指定
できる。研修、研究、啓蒙活動で民間団体を
指定。

大都市特例のみ平成8年4月から実施。神
戸市は、これまでの兵庫県の事業から独立し
て、府県同等に精神保健法事業を行う。

栄養士、診療放射線技師、調理師、製菓衛
生師の免許及び医薬品用ケシ栽培（あへん法）
の許可について、精神障害者であることを相
対的欠格事由とする。（現行絶対的欠格事由）
厚生省では、他省庁との調整がつけば、さら
に加える方針。

人権センターの紹介

兵庫県精神医療人権センターでは、精
神医療における人権にかかわる相談を受
け付けています。相談はお手紙または電
話でお願いいたします。

〒652 神戸市兵庫区永沢町2-1-28
兵庫地域ケアセンター内
兵庫県精神医療人権センター
電話 (078) 575-2429
毎週水曜日 午後1時~4時まで
この時間以外は留守番電話で受け
付けています。

※人権センターは、弁護士、医師、ケースワーカー、ボランティア等の方々に運営さ
れている団体です。（兵家連）

新規会員・スタッフ大募集

忙しいけど興味がある、時間はある
けど何をやっているのかよくわからな
い。そんなあなたのお越しを一同お待
ちしております。

事務局会議
毎月第3金曜日 午後7時~9時まで
兵庫地域ケアセンターにて

投 稿

私と共同作業所

杉野 壽保

私は昭和63年に6ヶ月間入院しました。

職場（老人ホーム）にもどることが出来ず、将来のことが不安でたまりませんでした。でも退院する直前主治医の先生から「障害年金がもらえるから、申請してみては？」とお話があり、退院後、年金が受けられるようになりました。また、退院証に「保健所で相談しましょう」と書かれていたので、さっそく保健所に足を運び、グループケアに通い、そして「共同作業所に行ったら作業をしてはいかがでしょう」とアドバイスがあり、ただちに積極的に、作業をはじめました。メンバーの方々は、みんなよく働かし、やりがいもあります。また、レクリエーション、キャンプなど、楽しんで参加しています。作業所では、健常者の気分で、めいっぱいがんばっています。そのようすを、指導員がちゃんと観察しており、本年秋より、通所リハビリの仕事に通う運びになりました。だんだんと、体も心もよくなっているんだと、私は実感しています。

いつも作業が終わると、みんなといっしょにお茶（喫茶店）をのみます。いちばん心がなごむときです。

以上のべた通り、ただ、今を大切にという考えで生活しています。

彼の日

山の辺 梓

親孝行するつもりで診察受けよと言ふ
医師の言葉に素直に行きぬ

看護士に囲まれおとなしく行きし事
陰に見送りし妻が話せり

この家にまた帰るだろうか入院を
子がせし夜を妻の黙せり

直接に子には渡せぬ衣類洗面用具
医師がチェックし病室に去る

不慮の異変または逃亡自殺など
異議は申し立てぬとの誓約書なり

殺してやろか我を殺すかと
包丁を突きつけし二年前の冬にて

平成5年度神戸・東播地区家族会

指導者研修会から

湊川病院家族会 山本 春義

7月17日神戸市生活学習センター内で、標記研修会が開催されました。講演の部では「これからの家族会活動」と題して、大阪府精神衛生相談所、本宮忠純先生が大阪でのご経験を通してのお話しをして下さいました。



ます。病気に関する知識、病者との対応の心得なども研修内容に含まれています。

分科会Aグループでは、県立光風病院PSW藤田修美さんの巧みな司会と話術で意見発表がはずみしました。テーマは「医療と退院」で

お話しのなかでの組織と目的については、

1. 精神保健に関係のある組織には、精神障害者当事者の会や、家族会があること。
2. 組織には「理念、理想」が必要であって家族会も活動目的（理念）を再度認識して、日常活動を続けてほしい。
3. 当事者の会があるが、当事者だけの申出事項はなかなか伝わりにくい。そこを家族会が手伝うことになる。
4. これからの家族会は、事業をやる場合には事業体のような組織づくりが必要だと思う。つまりほっておいても事業は進んでいけるようにすること。
5. 大阪では、新任指導員の研修を組んでい

す。講演会や研修会では「開かれた医療」ということがよく聞かれる昨今ですが、家族の方々の発言の中には、入院患者の状況を見ると、「患者の人権面の配慮が考えられていないようだ」「病院側の接し方には、医療側優位の感じを受ける」などの勇氣ある意見がでました。医療を受ける家族側の卑下も加わってこのような発言がでてくるのではとも思われますが、医療面における患者、家族の悩み事が無くなるには、まだまだ時間が必要のようです。退院のことでは、措置入院された方の退院が、経費自己負担の関係から実現困難なこともあるとの発言も聞かれました。

マインド in KOBE

と き 平成5年10月24日(日)

と ころ メリケンパーク

ないよう なんでも名人会、模擬店等

西播・姫路地区家族会指導者研修会

と き 平成5年11月13日

と ころ 宍粟農村センター

(宍粟郡安富町安志)

投 稿

月に一度の楽しみ

山本 由美子

私達のグループは“神戸ひまわり会”と云います。神戸市北区のK病院の卒業生です。年令層、職業、男女、さまざまに15、6人の会員そして発足以来約20年経ちます。

原則として毎月第2日曜日午前11時に三宮阪急会館前に集合、新年会、梅見、海水浴、4月の総会(1年間の行事予定の計画-幹事は会員の持ち回り-)。そして前年度の反省、会計報告等(です)6月の梅雨時には、カウンセラーの先生や作業療法士の先生に来て頂き、雑談形式での話し合いも毎年1回行っております。年1回、一泊旅行も実施しているのですが、あくまでも会員の意志で、その月の出欠を決めるので、海水浴の月など男性ばかり3人位の時もあります。会費は300円(新入会員は最初のみ無料)、気軽に集まってグチや最近の出来事、時には「今、ちょっと調子が悪い、寝られなくて眠剤を飲んでいるんだ」等、云う人があれば、皆その道の経験者だから助言したり励ましたりしています。

会員の中には、この月例会を励みにし、休まず必ず出席する人が3、4人はいます。かく云う私も昨年度は海水浴1回だけの欠席です。私は会計を担当しているので、欠席すると他の人では応々にして会費を集めてくれないので、出来るだけ出席してバッチリ会費を集めています。資金難から2年に一度ぐらい旅行に参加する人(比較的余裕があると判断して……)から特別会費として1,000円を集めたりしています。私達が長年この会を続けてこられたのも皆の病気を克服しようとする意志と、家族のあたゝかい理解のたまものと思います。何故ならば、本人は私達の会に出席したいのに親の反対で参加できず、悶々と家ですごし再発した人も何人かいるからです。

私達の神戸ひまわり会も長年のマンネリ化から脱し、より一層の成長を期するため、K病院の枠から出てこの度全精連へ入会の手続を取りました。日頃話し合っている精神障害者に対する差別と偏見について、もっと堂々と勉強し、ちっぽけなことでも多くの仲間と話し合いたいと思ったからです。

私達の会は例え、おじいさん、おばあさんになろうともこの例会は続けていこうと話し合っています。

事務所開設のお知らせ

開設日 平成5年7月1日
住 所 〒650 神戸市中央区橋通4-1-28 (辻ビル2階)
☎078-360-2618 (FAXも同じ)
執務日 土、日、祝日を除く毎日(午前10:00~午後3:30)
神家連も同じ場所・同じ部屋で執務しています。
☎078-360-3610

やどかりの里 谷中先生講演から

冬休みを設けた最初の年だったと記憶します。ある女性の方が私の所に来ました。暮れに熱を出して寝込んでしまった。1人暮らしなんですね。ああ、それは知らなかったけど、どうしたの。といいますと、2、3分離れているアパートの友達が、食事を作りに来て助けてくれた。お正月にはその彼女が買ってくれた材料で、何とか自分で出来た。今はもう大丈夫だ。就いては相談がある。って言うんですね。何だって言ったら、幾ら払ったらいいか。

友達が好意でしてくれたんだから、いらんないんじゃない。

私の気持ちが済みません。お金でだめだったら、物を、どんな物がいいでしょう。

私はほとんど困りましてね。こうしょう。今借りておきなさい。そしてもしその友達や、他の友達が風邪をひいたりした時は、今度はあなたが行って、買い物したり、お手伝いしてそれで払いましょう。それまで借金だ。こう申したんですね。そうしたらプスッとふくれて、皆のストーブにあたっている所に行きました。

新年早々、本当にもう頭に来る。谷中はね、借金しろ、借金しろ、こう言ってもう頭に来ちゃったと、怒ってる訳ですね。私はしょうがない、入るに入れない。そこで聞いていますとね。ネ、風邪引かない。あなた風邪ひかないって言うんです。後ろから、ちょっと、友達を病気にさせちゃまずいんじゃない。こう申してその場はこんな話だったんだよと皆に話したら、どつと笑って終わったんです。

困った時に、向こう3軒両隣ではないですけど、身近な助け人、支え手が、どんなにか生活の上で必要であるか。その時にやっぱり仲間という者が、とても大きな働きをします。

事務局 高階記

句帖より (三夏のなかで)

久山 琴 二

一六月はうるおう月、濡れそぼつ月、私は好きだ。
七月は、はげしい月、それゆえに、ときに吹きすぎ
る風のさわやかさは格別である。

(幸田文著 季節のかたみ 講談社)

一九九三・六・一八より

春落葉彌^な宜^まの袴の青くして

夏燕老人の肩飛び越えて

十薬のはびこる庭や患者老ゆ

つめじめりいねても目覚めやすき老

告知せず晩夏の中を帰途につく

八十の耳にはこちよし蝉しぐれ

親しきが振花^な咲くころ訪ねきて

プリンター夏草繁れるままにして

(一九九三・八・七)

投 稿

賛助会員加入のわけは

枝川 俊之

ある種の病気のような人と、机を並べたことがありました。それがキッカケとなって、カウンセリングの分野に、少しばかり、目を向けるようになりました。心の病いのような人が、公務員の職場の中にも見受けられることは否定できないでしょう。実例は、あえて申し上げないことにしておきます。ただ、職場療法のようなことは、個人の手には負えません。営利企業にもなじまないのではないのでしょうか。役所の中で行なうのか、役所でも、営利企業でもない中間団体を用意するのがよいのか、私にはわかりません。行政が考えなければならないことだけは、確かでしょう。かなり後になって耳にした人事部門筋の声は、要約すると次のようでした。

「職場の実情は、裏話としては、かなり知っている。しかし正式の報告がないので分らない。勉強はしている。対策は、口では、いろいろ言える。が、要は誰が議会筋の意向や住民の世論を説得し、また、公務員全体を説得する役目などをしてくれるのか。」

出先機関の一公務員と言えども、働いて給料をもらう身です。使用者の立場に立つ人の声としては、随分乱暴で、無責任な言葉のように思えました。でも、議会で承認されないようなプランが実現するはずはありません。公の選挙に立候補される人々は、よくお考え願いたいと思います。首長や議員は、住民の代表者であります。同時に、公務員を使用する雇用主の意思を決定する人々でもあります。前向きに心の分野に取組んで欲しいと思います。それにしても、職場療法、産業カウンセリングのようなことが、住民全体の世論になるためには、どのような道があるのでしょうか。このテーマに関係のある団体に、強く大きくなってもらうほかはないと、信じています。

心の相談室ご案内

☆どなたでも相談できます 予約して下さい

☆手紙による相談はご遠慮下さい

☆相談は無料です【秘密は厳守します】

(連絡先) 元兵家連事務局 多田まで

☎078-521-1367

投稿のお願い

短歌、俳句、感想、意見、カット等どんな内容のものでも、又は、匿名でも構いません。

ご投稿お待ちしております。

兵家連活動日誌

役員 の 動 き

- | | | | |
|----------|---|----------|---|
| 5. 4. 17 | 宇野良三副会長葬儀に参列
(西区西光寺) 南野会長外役員 | 5. 7. 1 | 兵家連紙No.14編集委員会
南野会長外8名 |
| 5. 5. 8 | 三役会 総会議案素案づくり
南野会長外8名 | 5. 7. 14 | 全国大会準備委員会
南野会長外委員 |
| 5. 5. 12 | 県保健環境部長に賛助会員募集な
らびに全国大会の開催に支援を要
請 南野会長外3名 | 5. 7. 17 | 神戸・東播地区家族会指導者研修
会 会長外役員 |
| 5. 5. 26 | 全家連評議員会・府県連代表者会
議に出席(東京都内) | 5. 7. 20 | 作業所部会
西浦部会長外関係者 |
| 27 | 山本、西浦両副会長 | 5. 7. 22 | 西播地区家族会指導者研修会実行
委員会準備会(山崎保健所) 久保
副会長 |
| 5. 5. 29 | 理事会 総会議案の協議
会長、副会長、各理事 | 5. 7. 23 | 常任理事会 県、市、町宛て陳情
書文の検討ほか
南野会長外8名 |
| 5. 6. 7 | 三役会 総会議案、予算案協議
南野会長外7名 | 5. 7. 28 | 京都府立精神保健総合センターに
おける家族懇談会講師
西浦副会長 |
| 5. 6. 12 | 家族大会(総会、講演会)
会長外役員一同 | 5. 7. 29 | 西播地区家族会指導者研修会実行
委員会(山崎保健所)
久保副会長 |
| 5. 6. 23 | 全国大会準備委員会
会長外委員 | 5. 7. 29 | 但馬・丹波地区家族会指導者研修
会実行委員会(豊岡職員福祉セン
ター) 山本副会長 |
| 5. 6. 24 | 兵庫県精神保健協会総会で賛助会
員加入について支援を要請(県民
会館) 山本副会長、事務局 | | |
| 5. 7. 1 | 兵家連事務所開設
南野会長外8名 | | |

編 集 後 記

全国大会準備委員会がスタートして、その資料集め、資料整理のなか、総会・研修会も加って人手の足りない事務局は、大変な忙しさでした。そのなかでの本紙編集で行きとどかない点をご容赦下さい。

7月1日から新しい事務局が開設されました。JR神戸駅から程遠からぬ場所です。お近くにお越しの節は是非お立ち寄り下さい。(山本)

精神保健法等の一部を改正する法律について

(はじめに)

精神保健法が施行された昭和63年7月以来、家族会では法付則第9条の5年後見直し規定が絶えず話題となり論議されて見直し要望も多々報じられてまいりました。

本年3月17日公衆衛生審議会の精神保健法見直しについての意見が発表され、6月11日には国会で審議中の「精神保健法等の一部を改正する法律案」が参議院を通過成立いたしました。

さて、どのように改正されたのか今回はその概要を取り上げました。

精神保健法等の一部を改正する法律の概要

第一 改正の趣旨

近時の精神障害者等の社会復帰に関する状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項、仮入院に関する事項その他の事項に関して所要の措置を講ずること。

第二 精神保健法の一部改正

一 総則に関する事項

- 1 医療施設又は社会復帰施設の設置者等は、その施設の運営等に当たっては、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るように努めなければならないものとする。こと。（精神保健法第二条の三第一項関係）
- 2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。こと。（精神保健法第二条の三第二項関係）
- 3 精神障害者の定義を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病

質その他の精神疾患を有する者」とすること。

(精神保健法第三条関係)

二 精神障害者地域生活援助事業に関する事項

1 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者（精神薄弱者を除く。三、四及び五並びに第五を除き、以下同じ。）の社会復帰の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業（地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助を行うことをいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。こと。（精神保健法第十条の二関係）

2 都道府県は、精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができることとするとともに、国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業に要する費用等の一部を補助することができることとする。こと。（精神保健法第十條の三関係）

三 地方精神保健審議会に関する事項

地方精神保健審議会の委員及び臨時委員に都道府県知事が任命できる者として、精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業に従事する者を加えること。（精神保健法第十四条第三項関係）

四 保護者に関する事項

1 保護義務者の名称を「保護者」に改めること。

(精神保健法第二十条関係)

2 保護者は、退院する措置入院者の引き取りに係る義務を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院の管理者等又は当該精神病院等と関連する精神障害者社会復帰施設の長に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができるものとする。こと。（精神保健法第二十二條の二関係）

3 保健所長は、入院措置の解除された精神障害者と同居する保護者等について、必要に応じ、精神保健に関する業務に従事する職員等をして、訪問指導等をさせなければならないものとする。こと。

(精神保健法第四十三條関係)

五 仮入院等に関する事項

- 1 仮入院の期間の限度を一週間とすること。
(精神保健法第三十四条関係)
- 2 精神病院その他法定施設以外の場所への精神障害者の収容を禁止する規定を削除すること。(精神保健法第四十八条関係)

六 精神障害者社会復帰促進センターに関する事項

- 1 厚生大臣は、2に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民法第三十四条の法人を、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができるものとする。こと。(精神保健法第五十一条の二関係)
- 2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。こと。
(精神保健法第五十一条の三関係)
 - (1) 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
 - (2) 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。
 - (3) (2)に掲げる業務のほか、精神障害者の社会復帰の促進に関する研究を行うこと。
 - (4) (2)の研究開発の成果又は(3)の研究の成果を提供すること。
 - (5) 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業に従事する者等に対して研修を行うこと。
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。
- 3 精神障害の医療を提供する施設の設置者、精神障害者社会復帰施設の設置者等は、センターの求めに応じ、2の(2)及び(3)の業務に関し必要な資料又は情報で厚生省令で定めるものを提供することができるものとする。こと。(精神保健法第五十一条の四関係)

4 センターの役員等は、2の(2)又は(3)の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (精神保健法第五十一条の六関係)

5 その他センターについて、所要の規定を整備すること。

七 大都市の特例に関する事項

精神保健法の規定中都道府県が処理することとされている事務等で政令で定めるものは、地方自治法の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理等するものとする。 (精神保健法第五十一条の十二関係)

八 その他罰則等について、所要の規定を整備すること。

第三 社会福祉事業法の一部改正

精神障害者地域生活援助事業を第二種社会福祉事業とすること。
(社会福祉事業法第二条第三項関係)

第四 医療法の一部改正

医療法人の業務の範囲に、精神障害者地域生活援助事業の実施を加えること。(医療法第四十二条関係)

第五 栄養士法、診療放射線技師法、あへん法、調理師法、製菓衛生師法、等の一部改正

栄養士、診療放射線技師、調理師、製菓衛生師等の免許及びけしの栽培の許可について、精神障害者であることを相対的欠格事由等とすること。

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の七については、平成八年四月一日から施行するものとする。(付則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。
(付則第二条から第七条まで関係)